

令和7年(2025年)4月1日～

法律改正により、車庫証明で交付されます

保管場所標章(ステッカー)【手数料500円】

が**廃止**となります

登録自動車  
証明申請の場合

運輸支局に提出する

「自動車保管場所証明書」を窓口で受け取る日

によって標章交付の要否が異なります

令和7年4月1日

受理	証明書交付		
		標章交付あり	
受理			証明書交付
			標章交付なし
	受理		証明書交付
			標章交付なし
		受理	証明書交付
			標章交付なし

※ 電子申請は、警察側のシステムで「証明通知（証明可）」が登録された日が基準となります。

※ 保管場所届出は、届出した日が令和7年4月1日以降であれば標章交付はありません。

※ 証明書の有効期限は、警察署長の証明日（証明書記載の日付）から1ヶ月です。証明書の交付日とは異なりますので、運輸支局での登録申請を行う際にはその期限に注意願います。

【問い合わせ先】

- ・茨城県内の各警察署
- ・茨城県警察本部  
交通規制課許可指導係  
029-301-0110

令和7年(2025年)4月1日～

法律改正により、車庫証明で交付されます

保管場所標章(ステッカー)【手数料500円】

が**廃止**となります

申請・届出における**提出書類・手数料**  
が変更となりますのでご注意ください

令和7年4月1日

保管場所証明申請

- ① 自動車保管場所証明申請書 2通
- ② 保管場所標章交付申請書 2通
- ③ 所在図・配置図 1通
- ④ 使用権原疎明書面 1通

手数料 2,600円 (2,100円 + 500円)

- ① 自動車保管場所証明申請書 2通
- ② 所在図・配置図 1通
- ③ 使用権原疎明書面 1通

手数料 2,100円

(※ 他都道府県警は手数料が異なります)

保管場所変更届出、軽自動車保管場所届出

- ① 自動車保管場所届出書 1通
- ② 保管場所標章交付申請書 2通
- ③ 所在図・配置図 1通
- ④ 使用権原疎明書面 1通

手数料 500円

- ① 自動車保管場所届出書 1通
- ② 所在図・配置図 1通
- ③ 使用権原疎明書面 1通

手数料 なし (無料)

(※ 他都道府県警は手数料が異なります)

保管場所標章再交付申請

保管場所標章再交付申請書 2通

手数料 500円

申請不要

【問い合わせ先】

- ・茨城県内の各警察署
- ・交通規制課許可指導係

029-301-0110